

老齢基礎年金と老齢厚生年金 要点簡単まとめ (比較表付き)

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

老齡基礎年金と 老齡厚生年金の主な違い

老齡基礎年金と老齡厚生年金の比較表

特徴	老齡基礎年金（国民年金）	老齡厚生年金（厚生年金）
加入対象者	20歳～60歳のすべての居住者	会社員、公務員、私立学校教職員など
保険料	定額（第1号）、厚生年金保険料に含む（第2号）	所得比例、労使折半
財源	保険料、国庫負担（1/2）	保険料、積立金運用収入、一部国庫負担
受給要件	受給資格期間10年以上、65歳	老齡基礎年金の受給資格、厚生年金加入期間1ヶ月以上、65歳
年金額	定額、納付期間に比例	所得と加入期間に比例

老齡基礎年金は、すべての国民が対象となる基礎的な年金であり、納付期間に応じた定額の年金が支給されます。

一方、老齡厚生年金は、会社員や公務員など厚生年金制度に加入していた人が対象で、加入期間中の所得に応じて年金額が変動する仕組みです。

なお、自営業者や無職の方など、厚生年金に加入していない場合は、原則として老齡基礎年金のみを受け取ることになります。

老齡基礎年金

老齡基礎年金

加入対象者

老齡基礎年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての人が加入する「国民年金制度」に基づく老齡年金です。国民年金の被保険者は、働き方などに応じて以下の3つに分類されます。

- **第1号被保険者**：自営業者、学生、無職の人など（国民年金のみに加入）
- **第2号被保険者**：会社員や公務員など（厚生年金に加入し、国民年金も同時にカバーされる）
- **第3号被保険者**：第2号被保険者に扶養されている配偶者（保険料納付は不要）

老齡基礎年金

受給要件とカラ期間

老齡基礎年金を受け取るには、以下のいずれかを含む合計で**10年以上の受給資格期間**が必要です。

- 保険料納付済期間
- 保険料免除期間
- 合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）

カラ期間とは、受給資格期間には含まれるが、年金額の計算には反映されない期間です。たとえば、以下のようなケースが該当します。

- 20歳から60歳の間に海外在住だった期間
- 国民年金が任意加入だった時代の未加入期間

受給開始年齢と繰上げ・繰下げ制度

原則として、**65歳から**老齡基礎年金の受給が開始されます。ただし、次のような調整も可能です。

- **繰上げ受給（60～64歳）**：早く受け取れるが、年金額が生涯にわたって減額される（1ヶ月あたり0.4%減）

老齡厚生年金

老齢厚生年金

加入対象者

老齢厚生年金は、**厚生年金保険の適用事業所に勤務する70歳未満**の人が加入対象です。具体的には、以下のような人が該当します。

- 会社員
- 公務員
- 私立学校教職員
- 一定条件を満たすパートタイム労働者

老齢厚生年金

受給要件

老齢厚生年金を受け取るには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

1. 老齢基礎年金の受給資格がある（受給資格期間10年以上）
2. 厚生年金保険の被保険者期間が**1ヶ月以上**あること

受給開始年齢は原則として**65歳**です。

特別支給の老齢厚生年金（60～64歳）

生年月日が以下に該当する人には、「**特別支給の老齢厚生年金**」の制度があります。

- **男性**：昭和36年4月1日以前生まれ
- **女性**：昭和41年4月1日以前生まれ

この制度では、60歳から64歳までの間に「報酬比例部分」と「定額部分」から構成される年金を受け取ることができます。なお、この制度の受給開始年齢は、生年月日によって段階的に引き上げられています。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。